

令和 2 年 9 月 2 8 日環境審議会

第 2 次豊明市環境基本計画の策定について

1 ■環境基本計画の経緯

環境基本法（平成 5 年 11 月制定）において、地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全施策を実現するために、「環境基本条例の制定」および「環境基本計画の策定」を求められた。

豊明市において、平成 13 年 3 月に策定された環境基本計画は、「21 世紀中の 100 年を見据えた計画」と位置づけ、20 年間の計画期間を設定し、令和 3 年 3 月で計画期間が終了する。

そのため、現状の課題および将来にわたる課題を整理し、環境基本計画を改訂することとなった。

- ・平成 11 年 3 月 豊明市環境基本条例策定
- ・平成 13 年 3 月 豊明市環境基本計画制定
- ・平成 19 年 3 月 環境基本計画（第 2 四半期）短期目標見直し
- ・平成 24 年 3 月 環境基本計画（第 3 四半期）短期目標見直し
- ・平成 28 年 3 月 環境基本計画（第 4 四半期）短期目標見直し

2 ■環境基本計画の改訂方針

①国県の環境施策、本市の総合計画や都市マスタープランなどと調整を取りながら、実現可能性の高い施策を記述する。

②計画期間を 10 年計画とし、必要に応じて中間見直しを行う。

③近年の社会環境の変化に対応し、持続可能な開発目標（SDGs）の概念を追加する。

④エネルギーおよび気候変動に関する分野においては、「新エネルギー推進計画（平成 26 年 3 月策定）」を「新エネルギー推進計画兼地方公共団体実行計画（区域施策編）」として環境基本計画内に統合する。

3 ■望ましい環境像を達成するための施策

本市を取り巻く環境情勢を踏まえ、本計画では緑豊かで快適な環境を保全及び創造し、市民の健康で文化的な生活を維持するために、「自然環境」「都市環境」「生活環境」「地球環境」「協働の推進」という5つの分野に対して取り組み、望ましい環境像の達成を目指します。

(1) 自然環境

- ・ナガバノイシモチソウなど湿地に生きる動植物は、本市の貴重な文化遺産であり、湿地環境の保全が必要である。
- ・人々の暮らしは、生物多様性の恵み(生態系サービス)によって、食料の供給、気候の調整、憩いやレクリエーションの場といった形で支えられている。
- ・緑地やため池、農地といった身近な自然は、生物多様性の恵みを引き出していることから、持続可能な形で次の世代につなげていく必要がある。

→貴重な動植物の成育環境とともに身近な自然に配慮することで生物多様性を保全し、将来にわたって生態系サービスを利用できるまちをつくります。

<主な施策>

- ・二村山緑地の適切な維持管理
- ・都市計画マスタープランの運用による都市緑化推進事業の推進
- ・市史や広報を通じた情報の公表
- ・重要種の生息・生育地の郷土学習への活用
- ・オオキンケイギクなどの外来生物の駆除
- ・二村山の自然観察会、グリーンフェスタの実施
- ・既存のため池や市民農園等の維持管理

(2) 都市環境

- ・移動について自動車への依存傾向がみられ、渋滞や排ガス、騒音などが懸念されている。
- ・交通弱者の移動手段確保の面から、徒歩でも生活できるように、公共交通の利

便性を向上させる必要がある。

・アダプトプログラムによる地域美化活動が続けられ、公園や街路樹などのまちなかの緑は、良好な状態に保たれている。

→市民や事業者の緑化・美化意識を高め、引き続き、緑が多く快適な都市環境を維持していきます。

<主な施策>

- ・利便性の高い公共交通ネットワークの整備
- ・既存の公園の剪定・草刈り等の適切な維持管理
- ・アダプトプログラム制度の充実と地域美化活動への支援

(3) 生活環境

・事業者が原因となる公害問題が減少傾向にある一方、水質については環境基準を超える調査結果がみられる。

・野焼き（屋外焼却）による煙や近隣の騒音など、日常生活において、周辺住民への配慮不足に起因する公害苦情が増加している。

・ごみに関しては、各種リサイクル法が整備され、分別によるリサイクルの道筋が確保されている。

→食品ロス削減などによるごみ減量を進め、資源循環型社会の構築により持続的発展が可能なまちをつくります。

<主な施策>

- ・大気汚染や騒音に関する測定・監視
- ・下水道・合併浄化槽等の整備の推進
- ・家庭におけるごみ減量等の推進
- ・ごみ分別のPR、組成調査の実施、資源の分別収集の周知徹底

(4) 地球環境

—豊明市新エネルギー推進計画兼豊明市地球温暖化対策実行計画—

・地球温暖化に伴う気候変動の様々な影響が懸念されている。

・国際的な動向として「パリ協定」の採択、国内動向として「地球温暖化対策計画」の策定など、国・地方公共団体・事業者・国民が連携・協力して適応策を推進する体制が進められている。

・本市において、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めるとともに、地域でのエネルギーの創出、省エネルギー施策に取り組んでいる。

→再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の推進により、温室効果ガスの排出量が少なく将来にわたり持続可能なまちづくりを目指します。

<主な施策>

- ・再生可能エネルギー設備等の事業者・市民への情報提供・設置支援
- ・公共施設の太陽光発電システムの活用
- ・多様なエネルギー源の利用を推進・活用
- ・省エネルギー設備の普及促進
- ・市の省エネルギーの推進（とよあけエコアクションプランVer5.0）

（5）協働の推進

・市民及び事業者が環境の保全及び創造についての関心と理解を深める必要がある。

・環境調査の結果など最新情報の提供や環境学習の機会の提供により、環境に関する知識を身に付けるなど、一人ひとりの意識の向上が必要である。

→地域の繋がりを深めるとともに、地域活動や市民活動など様々な形で環境の保全に取り組める協働の体制を構築します。

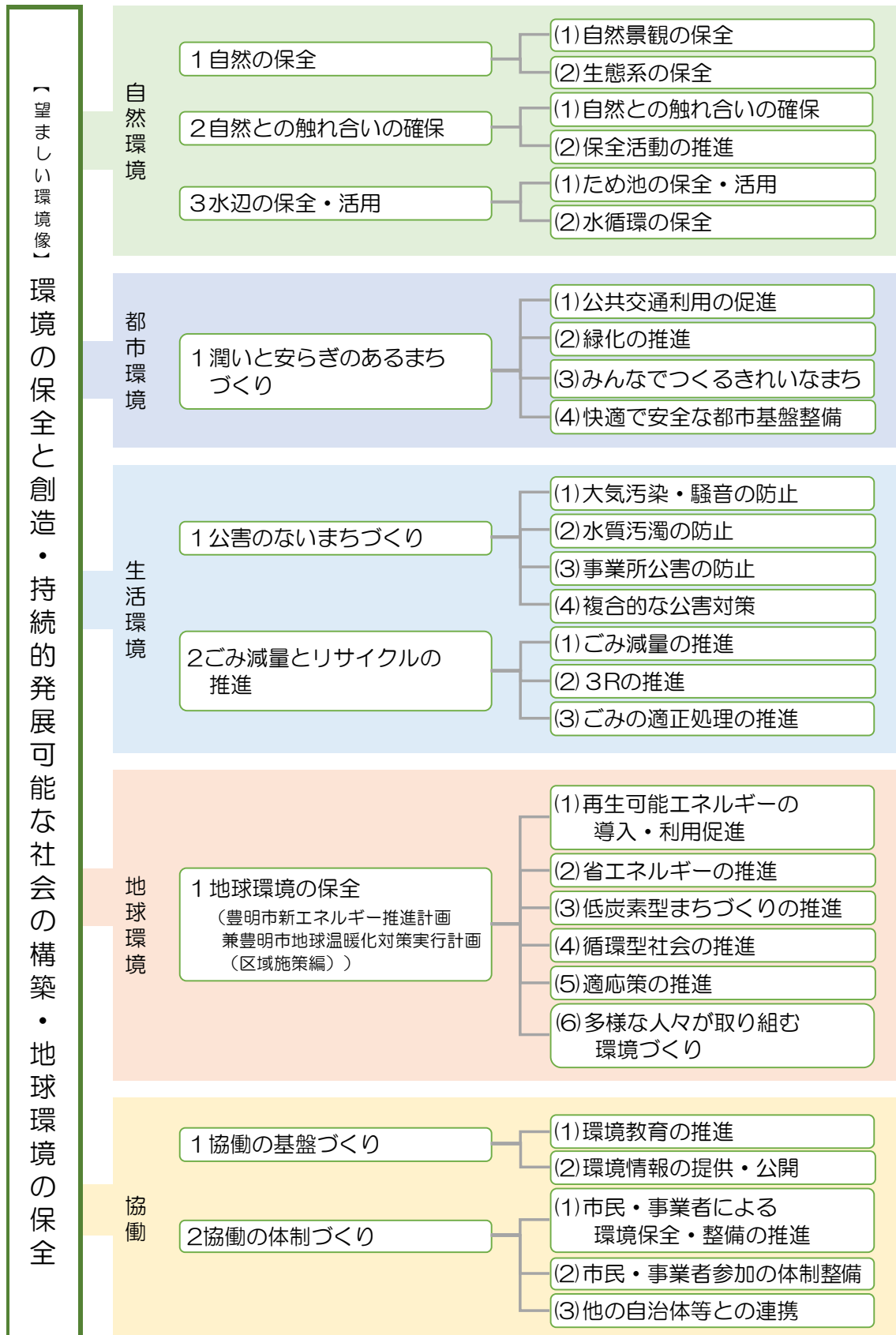
<主な施策>

- ・小中学校・保育園における緑化活動や美化活動の実施
- ・ごみ減量、地球温暖化等の学校への出前講座の実施
- ・豊明市の環境概況、ホームページによる観測データ等環境情報の発信
- ・アダプトプログラム制度の充実と地域美化活動への支援
- ・近隣自治体や県との連携・情報交流

【施策体系（案）】

《 環境テーマ 》

《 施策の方向性 》



■環境基本計画スケジュール（案）

| | | |
|-----------|---------------|--------------------------|
| 9月28日（月） | 環境審議会（第1回） | 計画案の諮問 |
| 10月23日（金） | 全員協議会 | パブリックコメント実施の通知 計画案の説明 |
| 11月1日～30日 | パブリックコメントの実施 | |
| 12月中旬 | パブコメ回答作成～HP掲載 | |
| 12月中旬～1月 | 環境審議会（第2回） | |
| 2月 | 環境審議会（第3回） | 計画の答申 |
| 2月 | 内容の校正～印刷製本 | |
| 3月 | 幹部会議、全員協議会 | 計画の報告 |